

■質問に対する回答

(山口市デジタル人材育成事業におけるEラーニングシステム提供業務)に係る公募型プロポーザル)

NO.	質 問 内 容	仕様書等 (頁)	回 答
1	実施要領4、6 参加意向申込書の提出等 提出書類である「参加意向申出書」「導入実績」「提案書」「見積書」「会社概要」等はいずれも押印不要の認識でよろしいでしょうか。	実施要領(2～4頁)	御認識の通り、押印不要で問題ありません。
2	実施要領6 提案書等の提出 提案書や提案書の副本に、業者名・ロゴ・製品名等を記載しても問題ないでしょうか。	実施要領(3～4頁)	問題ありません。業者名・ロゴ・製品名等の記載の制限はありません。
3	実施要領7(3) プレゼンテーションの実施 プレゼンテーションにおいて、デモンストレーションの時間に制限はありますか。	実施要領(4～5頁)	プレゼンテーションは15分以内です。デモンストレーションの時間は、プレゼンテーションの15分以内に含めてください。デモンストレーションの時間に制限はありません。

NO.	質 問 内 容	仕様書等（頁）	回 答
4	実施要領 9 契約の締結 弊社は代理店としてオンライン学習サービスの受講権を販売しており、弊社が本業務を受注した場合はオンライン学習サービスの提供会社が直接貴庁と契約のうえ貴庁および利用者にサービスを提供させていただく予定です。サービスの利用を通じてオンライン学習サービスの提供会社に提供される情報は、当該提供会社の定める規約等に沿って取り扱われることとなりますが、よろしいでしょうか。	実施要領（５～６頁）	当市との契約相手方は、本プロポーザルで選定した受託候補者となります。また、オンライン学習サービスの提供会社に提供される情報の取扱いを含め、契約・規約等の内容については、契約交渉時に改めて協議いたします。
5	実施要領 9 契約の締結 弊社が本業務を受託することになった場合、弊社の定める約款に同意のうえ弊社所定の書式による申込書等をご提出いただきます。貴庁の契約書や仕様書の条件と弊社の約款や申込書等の条件との間に矛盾がある場合は、代金の支払いにかかる条件を除き弊社の約款や申込書等を優先させていただきますが、よろしいでしょうか。	実施要領（５～６頁）	契約・規約等の内容については、契約交渉時に改めて協議いたします。
6	実施要領 9（３） 弊社が落札者となった場合、詳細な契約条件につき協議させていただきたいと考えております。万が一協議させていただいたものの合意できず、契約締結に至らなかった場合に、弊社に不利益（補償が必要だったり、以後の入札参加が制限されたりなど）はございますでしょうか。	実施要領（５～６頁）	契約の締結が不可能となった場合において、補償が必要だったり、以後の入札参加が制限されたりという不利益はございません。

NO.	質 問 内 容	仕様書等（頁）	回 答
7	提案書等作成要領／評価基準 追加提案として、仕様書に記載ないが貴重に有益な提案をしても問題ないでしょうか。	提案書等作成要領／評価基準	問題ありません。
9	提案書等作成要領 提案書はページ数の制限なく作成することが可能と判断してよろしいでしょうか。	提案書等作成要領	問題ありません。
10	仕様書 4 履行期間 仕様書 4 履行期間「Eラーニングシステムの提供開始は、令和7年6月開始予定とする。」と記載がありますが、こちらはあくまで予定と解釈させて頂き、令和7年6月から7月まではカリキュラムの検討等の準備期間とし、Eラーニングシステムの提供日（契約開始日）は7月1日から令和8年3月31日までとして御提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	仕様書（1頁）	令和7年6月開始が望ましくはありますが、契約の調整や準備期間等を踏まえ、7月1日からの提案をしていただいても問題ありません。 なお、プロポーザル評価基準の見積価格（利用料）において、各社の提案見積の提供期間が異なる場合は、提供期間を同一にした上で比較・評価いたします。

NO.	質 問 内 容	仕様書等（頁）	回 答
1 1	仕様書 5 業務内容（1） 受講者 「20名程度（管理者含む）」につきまして、こちらには 「程度」と記載がありますのであくまで目安と解釈させて頂 き、公募型プロポーザル実施要領 2 業務の内容の（4） 提案上限額を超えない範囲であれば、管理者含む受講者数を 20名以上でご提案させて頂いても問題ないでしょうか。	仕様書（1頁）	問題ありません。